

1. 参加自治体の概要 （令和5年度）

参加自治体	県 + 一般市11市（県内福祉事務所設置自治数：15） 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市
人口	1,295,639人（県管轄9町 + 11市）

2. 事業の概要等 （令和5年度）

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託（自立相談支援事業と一体的に行うことができる団体を公募） 各市と県が協定書を締結し、一体的に実施
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定して生活するよう支援する。
事業費・按分方法	<ul style="list-style-type: none"> 6,263千円（県負担）
その他特記事項	

3. 広域実施による事業の立ち上げプロセス

開始前

平成23年度より、「ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業」として生活に困窮し、定住先を持たない人にシェルターの提供を行う団体に補助金を交付していた。

委託先の検討
【2ヶ月前】

平成23年度から実施していた「絆」再生事業を基本的には継続しながら、委託先を公募とし、実施要領に定める委託先をどのような法人にするか検討。

事業の立ち上げ

【2ヶ月前】

平成27年4月1日から、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が施行されることに伴い、同法第2条第5項に基づく生活困窮者一時生活支援事業を、県下全域を対象として実施するため、他県の実施要領・協定書を参考にしながら、県一時生活支援事業実施要領を作成し、各市と協定書の締結準備。

県内自治体への意向確認
【1ヶ月前】

各市に協定書の締結を文書で照会。

平成27年4月 事業開始

事業実施

・実績 シェルター15名、利用日数345日（令和4年度）